

平成22年1月から 「燃えないごみ」の中の**金属製のごみ**の 分別区分を変更します。

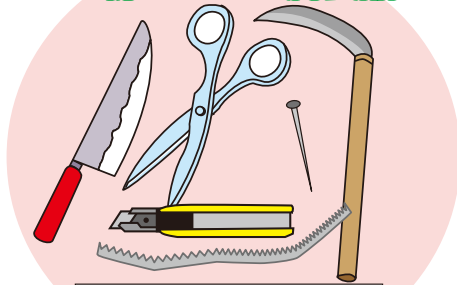
これまで、みなさんに「燃えないごみ」として分別していただいていた小さい金属や刃物類及びかん・びん・缶詰などのふたについては、埋立て処分していました。

しかし、金属類のさらなるリサイクル推進と埋立処分量の減量化を図ることを目的として、市の処理施設で受入れし資源としてリサイクルするため、次のとおり、分別区分を変更します。

市民の皆さんのご協力をお願いします。

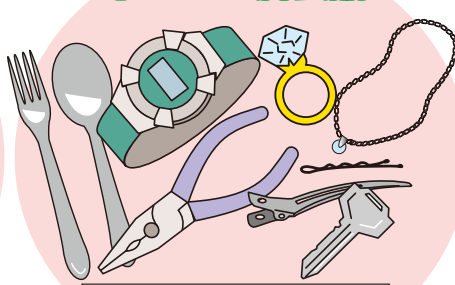
①「小型電器製品・金属類」へ変更となるもの

刃物などの金属製品



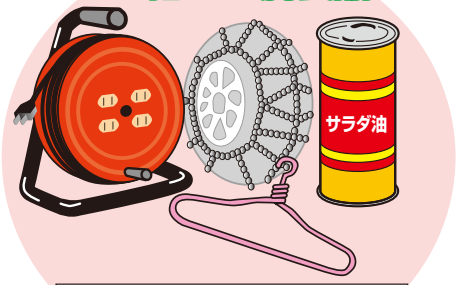
- 包丁 ●はさみ ●鎌
- くぎ ●カッターナイフ
- ラップの刃 など

小さい金属製品



- アクセサリー ●腕時計
- フォーク ●スプーン ●鍵
- ヘアピン ●ペンチ など

その他の金属製品



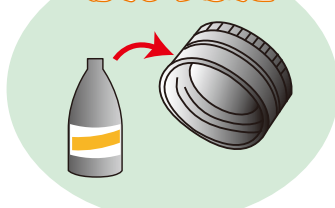
- 巻取り式ドラム(電気コード)
- 食用油のかん ●タイヤチェーン
- ハンガー(ビニールコーティングのもの) など

注意点

- 包丁など刃物類は、紙などに包み**分かりやすく大きな文字で「キケン」と書いてください。**
- くぎや針など小さいものは、**お菓子のかんなどの容器に入れて、中身がこぼれないようにしてください。**(※飲料や缶詰のかんには入れないでください。)
- 食用油のかんなどは、**必ず中身を使い切ってから出してください。**

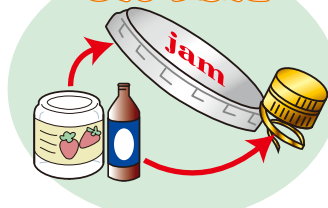
②「かん類・ペットボトル」へ変更となるもの

かんのふた



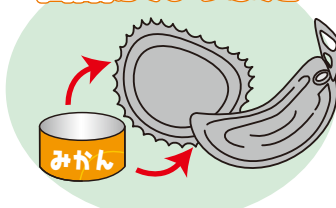
- ボトルかんのふた

びんのふた



- ジャムのふた
- 飲料びんのふた など

缶詰かんのふた



- プルトップ式ふた
- 缶切りで開けたふた

ビールびんなどの王冠



- ビールびんの王冠
- 飲料びんの王冠

注意点

- 金属製のふたやキャップは、**はずして「かん類・ペットボトル」と同じ袋に入れてください。**
- 水で軽くすすいでから出してください。
- 油のついた缶詰のかんは、水ですすぐか紙などで汚れをふき取って「かん類・ペットボトル」に出してください。

ごみの出し方**3**原則

- ① **きちん**とごみを分別して
- ② **市規格袋**を利用して集積所へ
- ③ 収集日の当日の朝**8時30分**までに

金属製のごみの分別変更品目一覧

今回変更となる主な金属製品を例示しています。
[平成22年1月からの分別変更]

「小型電器製品・金属類」

直接持込施設：山田粗大ごみ処理施設

アクセサリ	鎌	食用油のかん ※1	電気コード (ドラム巻き取り式)	フォーク (金属製)
腕時計	かみそり	スーツケース (金属製)	電子体温計 ※2	ヘアピン
エンジンオイル缶 ※1	かん切り	スケート靴	電動歯ブラシ	ペンキ缶 ※1
おもちゃ (金属製)	くぎ	スコップ	時計 (腕時計・懐中時計)	ペンチ
おろし金・おろし器	草刈り機の刃	スパナ	ドライバー類 (工具)	包丁
温度計・湿度計 ※2	くさり (ペット用等)	スプーン (金属製)	ナイフ	ホッチキス
懐中時計	くし (金属製)	栓抜き	はさみ類	ラップの刃
かぎ	クリップ	双眼鏡	刃物	リール (つり用)
カッターナイフ	皿 (金属製)	タイヤチェーン (金属製)	針	ワックスのかん ※1
かなづち	シャベル	爪切り	ハンガー (ビニールコーティングのある針金製を含む)	湯たんぽ (金属製)

※1：中身を使い切ってから出してください。中身が残っている場合は、中身はいらぬ布などにしみ込ませて「燃えるごみ」に出してください。
※2：水銀計は「燃えないごみ」に出してください。
※3：ライターは発火の恐れがあるため「燃えないごみ」に出してください。

「かん類・ペットボトル」

直接持込施設：クリンピーの家

王冠	キャップ (飲料等)	ジャムのふた
缶詰かんのふた	ジュースのふた	びんのふた

※ドッグフードなど油のついている缶詰のかんは、水ですすぐか紙などで汚れをふき取って「かん類・ペットボトル」に出してください。

事業所 (家庭以外) から出るごみ

事業所から出るごみは、ごみの量や重さに関わらず事業者自らが処理する責任があります。金属製のごみは産業廃棄物となり、市では処理出来ませんので、専門業者に依頼するなど適正に処理してください。

分別のポイント

- 複合素材のものは、素材ごとに分別して出してください。
- 分けることが出来ない場合は、主に何で出来ているのか確認し、金属が多ければ「小型電器製品・金属類」、木やプラスチックなど燃える素材が多い場合は「燃えるごみ」、ガラスや陶磁器など燃えない素材が多い場合は「燃えないごみ」に出してください。

ごみについてのお問い合わせ先

■ 環境整備課 (平)	22-7440	■ 四倉支所市民課	32-2111	■ 田人支所	69-2111
■ 小名浜支所市民課	54-2111	■ 遠野支所	89-2111	■ 川前支所	84-2111
■ 勿来支所市民課	63-2111	■ 小川支所市民課	83-1111	■ 久之浜・大久支所	82-2111
■ 常磐支所市民課	43-2111	■ 好間支所	36-2221		
■ 内郷支所市民課	26-2111	■ 三和支所	86-2111		

外国の方のお問い合わせ先: A detailed English guide to rubbish collect is available at the Coordination and Citizenry Affairs Division 22-7415

※このリーフレットは、以前(H21.2)お渡しした「家庭ごみの分け方・出し方ハンドブック」と併せてご利用ください。